

第35回企画専門調査会(平成22年9月28日)資料  
 「(平成22年度)食品安全委員会が自ら行う食品健康影響評価の案件候補について」抜粋

物質名(危害要因)	主要な物質(危害要因)に関する概要	国内外における状況等
バナジウム	<p>バナジウムは、ヒトでの必須性が認められてはいないが、生体内で健康に役立つ作用があると考えられている超微量元素で種々の化学形態が存在する。多く含む食品としてマッシュルーム、エビやカニ、黒コショウ、パセリ、ディルなどがあり、飲料水にも微量含まれている場合がある。</p> <p>〈国内〉健康食品、清涼飲料水。                      〈国外〉バナジウム・ペルオキシド粉末の職業暴露で眼、呼吸器の炎症が知られている。</p>	<p>〈国内〉                      ・食品安全委員会による評価状況：なし</p> <p>〈国外〉                      ・英国食品基準庁(FSA)：バナジウムを評価、安全性のデータが少なすぎて評価できないと結論。50-125mg/日のバナジウムサプリメントを摂取したボランティアにおいて、激しい腹痛、軟便、緑舌症が全員に観察され、一部のボランティアにけん怠感が観察されたと報告されている(2003(H15))。</p>